

規 程

公益財団法人 古澤育英会

公益財団法人 古澤育英会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条に規定する事業に関する、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務所)

第2条 公益財団法人古澤育英会（以下「本会」という。）の事務所は、鹿沼市今宮町1，688番地1 鹿沼市教育委員会事務局に置く。

(事業の対象者)

第3条 本会は、鹿沼市内中学校に在学する3年生の生徒で、その在学期間中、学業に優れ、若しくは善行篤行をなし、又はスポーツ・文化活動等実績を重ね、かつ、品行方正で他の模範となった者に「育英賞」を授与し育英金を給付する。

2 本会は、鹿沼市在住又は鹿沼市内の小学校・中学校・高校に通う児童・生徒のうち、スポーツ大会等で次の各号のいずれかの成績を収めた者に「奨励賞」としてメダル等記念品を授与する。

(1) 県大会優勝・関東大会3位・全国大会入賞以上の成績

(2) 文化部門で前号と同等と評価される成績

(3) その他、授賞すべき者と評価された実績

3 奨励事業対象者のうち、次に掲げる理由等により特に活躍が顕著と認められる場合は、「特別奨励賞」として表彰する。

(1) 全国各都道府県の代表者による全国大会優勝者

(2) 選手等の活躍が本市のイメージアップにつながり、又はつながると想定される場合

(3) 市民の多くが活躍を認識している場合

4 令和2年度において、本会は、鹿沼市内小学校に在学する6年生の児童及び中学校に在学する3年生の生徒で、その在学期間中、生活態度が良く、体育活動又は文化活動で他の模範となった者に「努力賞」

として記念品等を授与する。

- 5 前各項に関する各賞の名称及び基準については、別表のとおりとする。

(育英金の額)

第4条 育英金の給付額は、1人当たり5万円とする。

(育英金等の交付の時期)

第5条 育英金等の交付の時期は次のとおりとする。

- (1) 育英事業による育英金は、適宜交付する。
- (2) 奨励事業によるメダル等記念品は、適宜交付する。
- (3) 努力事業による記念品は、適宜交付する。

(対象者の推薦)

第6条 育英事業対象者の推薦は、各学校長により行うものとする。奨励事業対象者の推薦は、各学校長、児童・生徒の保護者又は各所属団体が推薦調書(別記様式第1号)により行うものとする。

- 2 特別奨励賞については、奨励事業対象者のうちから、児童・生徒表彰選考委員会が対象者を選定し、理事会に推薦するものとする。

(審査)

第7条 推薦のあったものについて、毎年、児童・生徒表彰選考委員会において審査し、理事会において決定する。

- 2 児童・生徒表彰選考委員会から推薦のあった特別奨励賞候補者については、理事会において審査し、決定する。

(報告)

第8条 育英金を受けた者は、次年3月末における状況を、本会理事長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この規程について必要な事項は、理事長が別に定める。

この規程は、昭和63年12月23日から施行する。

この規程は、公益財団法人の設立登記のあった日から施行する。

この規程は、平成25年 2月 6日から施行する。

この規程は、平成31年 2月 8日から施行する。

この規程は、令和 2年 9月30日から施行する。

育英・奨励事業等推薦書

令和 年 月 日

公益財団法人古澤育英会

理事長 宛

推薦者 職・氏名

⑩

次の者は、公益財団法人古澤育英会規程第 3 条の規定に該当すると認められますので、推薦いたします。

記

学校名			
ふりがな 氏名		生年月日	・
推薦内容			
その他参考となる事項			